

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚徳福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月6日・7日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組んでいた。
- ・ 県外への展開が行われているが、内部管理体制の強化を図り、健全な法人運営を実施されたい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び欠格事由等の確認書を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6)、定款施行細則第3条及び第14条)</p>	<p>平成31年2月23日の理事会において承認後、「欠格事由の確認書」を徴します。</p> <p>今後は、事前に評議員、理事及び監事の候補者本人から、別紙「欠格事由の確認書」を徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行います。</p>
<p>2</p> <p>理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>今後は、理事会において評議員会の日時、場所、目的等を決議の上、評議員会の日々の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知します。</p>
<p>3</p> <p>平成29年度において、理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告を行ったか、議事録に記載がなく確認できなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定</p>	<p>平成30年12月13日の第215回理事会において、理事長及び専務理事の職務執行状況について報告しました。</p> <p>今後も引き続き、理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録にその旨記載します。</p>

	<p>に基づき、理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録にその旨記載すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(定款第17条第3項)</p>	
4	<p>境木保育園拠点区分と保育園与那原ベアーズ拠点区分の拠点区分事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に前期未計上の国庫補助金等特別積立金積立額が計上されていた。</p> <p>繰越活動増減差額の部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載するものとされているため、過年度の損益修正額を記載することはできない。</p> <p>については、過年度の損益修正に係る国庫補助金等特別積立金積立額は特別増減の部に記載すること。</p> <p>(会計省令第22条第4項、第6項)</p>	<p>平成30年度から過年度の損益修正に係る国庫補助金等特別積立金積立額は特別増減の部に記載します。</p>
5	<p>アイアイ三柳デイサービス拠点区分及びアイアイ永江デイサービス拠点区分から法人本部拠点区分への拠点区分間繰入金収入(支出)について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰入れることができるものであるため留意すること。</p> <p>(老発第188号第2の3(1)、第3の1)</p>	<p>平成30年度から介護老人保健施設アイアイ拠点区分、アイアイ永江デイサービス拠点区分、アイアイ三柳デイサービス拠点区分の施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において行います。</p>
6	<p>病児看護センターベアーズデイサービス拠点区分事業活動計算書の賞与引当金繰入がマイナスになっていた。また、境木保育園拠点区分及び保育園与那原ベアーズ拠点区分の拠点区分資金収支計算書の建設仮勘定支出がマイナスになっていた。</p>	<p>平成30年度から賞与引当金の残高は当年度の2回目以降の賞与に充当することとします。それでも残高がある場合は、「賞与引当金戻入」科目を設定して処理します。また「建設仮勘定」を「消耗品費」や「修繕費」などの費用に振替するときに「建設仮勘定」をマイナス計</p>

	<p>については、計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもって表示されるよう是正すること。</p> <p>(会計省令第8条)</p>	<p>上していた仕訳方法を改めます。</p>
7	<p>老人保健施設アイアイ拠点区分からとちょう保育園拠点区分への拠点区分間貸付金が年度内に補てんされていなかった。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の同一法人内における各拠点区分への資金の貸借については、当該年度内に限って認められるものであることから、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんすること。</p> <p>(老発第188号第2の3(4)、第3の1)</p>	<p>平成30年度から介護老人保健施設アイアイ拠点区分、アイアイ永江デイサービス拠点区分、アイアイ三柳デイサービス拠点区分の施設報酬を主たる財源とする資金の同一法人内における拠点区分への貸付については、当該年度内に補てんします。</p>
8	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 事業区分間繰入金明細書及び事業区分間貸付金(借入金)明細書の事業区分名に拠点区分名を記載していた。</p> <p>② 補助金事業等収益明細書の交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳に馬橋整備拠点を記載していなかった。</p> <p>③ 引当金明細書の退職給付引当金の目的使用以外の要因による減少額について、その内容を注記していなかった。</p> <p>④ 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形固定資産の内訳を記載していなかった。 ・末長こぐま保育園拠点区分について、うち国庫補助金等の額が貸借対照表の国庫補助金等特別積立金に一致していなかった。 ・とちょう保育園拠点区分について、チャイルドエアバス散歩カー避難車が入っていたため、器具及び備品の期首帳簿価額が貸借対照表の前年度末と一致していなかった。 <p>なお、固定資産管理台帳の記載も同様であったので留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬橋保育園拠点区分について、馬橋保育園整備拠点区分分が入っ 	<p>平成30年度から計算書類の附属明細書について下記のとおり改め、計算書類との整合性を図ります。</p> <p>① 事業区分間繰入金明細書及び事業区分間貸付金(借入金)明細書(別紙3(⑤))の事業区分名に、拠点区分名ではなく事業区分名を記載します。</p> <p>② 補助金事業等収益明細書(別紙3(③))に開設準備中の施設も含めてすべての拠点を記載します。</p> <p>③ 異動による退職給付引当金の額の減少について、異動元及び異動先拠点の引当金明細書(別紙3(⑨))に内容を注記します。</p> <p>④ 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書(別紙3(⑧))について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全拠点で無形固定資産の内訳が出力されるようにシステムを調整します。 ・末長こぐま保育園拠点区分において、基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(⑧))に償還補助金の額が反映されておらず、貸借対照表の国庫補助金等特別積立金と不一致が生じました。附属明細書(別紙3(⑧))と貸借対照表の数字の確認を行い、整合性を図ります。 ・とちょう保育園拠点区分において、基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(⑧))及び固定資産管理

<p>ていたため、器具及び備品の期末帳簿価額が貸借対照表の当年度末と一致していなかった。また、馬橋保育園整備拠点区分の無形固定資産を記載していた。</p> <p>なお、固定資産管理台帳の記載も同様であったので留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育園日吉津ベアーズ拠点区分及び本部拠点区分について、無形固定資産の差入保証金を記載していなかった。 ・与那原Ⅱ整備拠点区分について、国庫補助金等の額を記載していなかった。 ・馬橋保育園整備拠点区分について当明細書を作成していなかった。 <p>については、附属明細書の作成について、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い 25 (1)、(2) ア、イ)</p>	<p>台帳と貸借対照表の器具及び備品の帳簿価格が一致していませんでした。附属明細書(別紙3(⑧))、固定資産管理台帳と貸借対照表の数字の確認を行い、整合性を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(⑧))及び固定資産管理台帳は、開設準備中の施設も含めて全拠点区分で作成し、貸借対照表との整合性を図ります。 ・小規模保育園日吉津ベアーズ拠点区分及び本部拠点区分の差入保証金について、これまでどおり無形固定資産に含まれないものとし、基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(⑧))及び固定資産管理台帳に記載しないこととします。 ・与那原Ⅱ整備拠点区分について、開設準備中であるため、建設仮勘定が計上されています。建設仮勘定が固定資産に振り替えられた時点で、基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(⑧))に国庫補助金等の額を記載します。
--	---